

暴言・暴力・迷惑行為等への対応について

中東遠総合医療センターでは、暴言・暴力・迷惑行為等が発生した場合、当院で働いている全ての職員を守り、組織的対応をすることとしています。

次のような暴言・暴力・迷惑行為等があった場合、退去を命ずること、あるいは警察介入を依頼することがあります。

- 1 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと
(尊厳や人格を傷つけるような行為)
- 2 他の病院利用者および病院職員に対する暴力行為、もしくはその恐れがある場合
- 3 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること
(必要限度を超えて面会や電話等を強要する、何回も同じ要求を繰り返す行動をとる行為等)
- 4 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること
- 5 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
- 6 医療従事者の指示に従わない行為 (飲酒・喫煙・無断離院等)
- 7 病院側の了承を得ず撮影や録音をすること
- 8 謝罪や謝罪文を強要すること
- 9 院内の機器類等の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
- 10 退院を指示されたにもかかわらず、退院に応じないこと
- 11 その他、他の病院利用者や病院運営の迷惑と判断される行為、または病院診療に支障をきたす行為

このような行為は当事者と医療関係者との信頼関係を損ないます。あらかじめご了承くださいとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年10月

中東遠総合医療センター 院長